

議案第37号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年4月30日提出

日野町長 塚田淳一

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の予算を専決処分する。

令和5年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年3月29日

日野町長 塚 田 淳 一

令和5年度日野町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度日野町の後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,257千円と定める。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

日野町長　塙　田　淳　一

第 1 表 嵴 人 嵴 出 予 算 補 補 正

(単位：千円)

歳 人 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料		36,058	1,340	37,398
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料	36,058	1,340	37,398
歳 人 合 計		56,917	1,340	58,257

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 保 险 連 合 納 付 金		54,880	1,340	56,220
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 险 連 合 納 付 金	54,880	1,340	56,220
歳 出 合 計		56,917	1,340	58,257

予算に閉する説明書

1 総括人
歳入歳出補正予算事項別明細書

		補正前の額		補正額		補正後の額	
		款	額	款	額	款	額
1 後期高齢者医療保険料	計		36,058		1,340		37,398
歳入合計			56,917		1,340		58,257

		補正前の額		補正額		補正後の額	
		款	額	款	額	款	額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	計		54,880		1,340		56,220
歳出合計			56,917		1,340		58,257

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料			
目	補正前の額	補 正 額	計
			区分
2 普通徴収保険料	5,549	1,340	6,889
			現年度普通徴収保険料
計	36,058	1,340	37,398

3 歳 出

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金			
目	補正前の額	補 正 額	計
			特 定 財 源
			国県支出金 地方債 そ の 他 一般財源
1後期高齢者医療広域連合納付金	54,880	1,340	56,220
計	54,880	1,340	56,220
			1,340 18負担金、補助金及び交付金
			1,340 負担金(国県等以外に対する)
			1,340